

鹿児島市介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている介護サービス事業所等が介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されな
い
か
か
り
増
し
経
費
に
対
し
て
支
援
す
る
た
め、
新
型
コ
ロ
ナ
ウ
イ
ル
ス
感
染
症
に
係
る
介
護
サ
ー
ビ
ス
事
業
所
等
に
対
す
る
サ
ー
ビ
ス
継
続
支
援
事
業
実
施
要
綱
(
令
和
2
年
5
月
1
5
日
付
け
老
発
0
5
1
5
第
1
号
厚
生
労
働
省
老
健
局
長
通
知
)
及
び
令
和
2
年
度
介
護
保
険
事
業
費
補
助
金
(
令
和
2
年
度
補
正
予
算
分
)
交
付
要
綱
(
令
和
2
年
6
月
1
2
日
付
け
厚
生
労
働
省
発
老
0
6
1
2
第
1
号
厚
生
労
働
事
務
次
官
通
知
)
に
基
づ
き、
予
算
の
範
囲
内
に
お
い
て
当
該
介
護
サ
ー
ビ
ス
事
業
所
等
に
対
し
補
助
金
を
交
付
す
る
に
つ
い
て、
鹿
児
島
市
補
助
金
等
交
付
規
則
(
平
成
9
年
規
則
第
1
0
号。
以
下
「
規
則
」
と
い
う。
)
に
定
め
る
も
の
の
ほ
か、
必
要
な
事
項
を
定
め
る
も
の
と
す
る。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所系サービス事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護を含む。以下この条において同じ。）のうち通いサービス、同法第8条の2に規定する介護予防通所リハビリテーション及び介護予防認知症対応型通所介護並びに同法第115条の45第1号に規定する第一号通所事業を行う事業所
- (2) 短期入所系サービス事業所 介護保険法第8条に規定する短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス及び認知症対応型共同生活介護のうち利用期間を定めて行うもの（以下「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。）並びに同法第8条の2に規定する介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を行う事業所
- (3) 訪問系サービス事業所 介護保険法第8条に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護のうち訪問サービス及び居宅介護支援、同法第8条の2に規定する介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び介護予防支援並びに同法第115条の45第1号に規定する第一号訪問事業を行う事業所
- (4) 介護施設等 介護保険法第8条に規定する認知症対応型共同生活介護（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）を行う事業所、同条に規定する地域密着型介護老人福祉施

設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法第8条に規定する介護療養型医療施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2に規定する養護老人ホーム及び軽費老人ホーム、同法第29条に規定する有料老人ホーム並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅

(5) 介護サービス事業所 通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所

(6) 事業所・施設等 介護サービス事業所及び介護施設等

（補助金の交付対象事業及び対象経費）

第3条 補助金の交付対象事業及び対象経費は、次の各号に定めるものとする。

(1) サービス継続支援事業

ア 令和2年1月15日以降に、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費

イ 令和2年1月15日以降に、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供するために必要な経費

(2) 連携支援事業 令和2年1月15日以降に、連携先の事業所・施設等に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、別表第1に掲げる事業所・施設等を市内に有する個人又は法人であって、次の各号に定める基準を満たすものとする。

(1) 納期の到来している市税の滞納がないこと。

(2) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年条例第4号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に利することとなるものでないこと。

（補助金の額及び交付回数）

第5条 補助金の額は、対象経費ごとに当該経費の総額とし、事業所・施設等ごとに別表第2に掲げる額を限度として予算の範囲内で市長が定める。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 別表第2左欄に掲げる対象事業所・施設等の種別において、介護保険法第8条の2に規定する介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援（以下「介護予防サービス等」という。）は、対応する同法第8条に規定する居宅サービス、地域密着型サービス及び居宅介護支援（以下「居宅サービス等」という。）の各種別を含むものとする。なお、居宅サービス等及び当該居宅サービス等に対応する介護予防サービスの両方の指定を受けている事業所は、一つの事業所として取り扱う。

- 3 別表第2左欄に掲げる対象事業所・施設等の種別において、介護保険法第115条の45第1号に規定する第一号通所事業は通所介護（通常規模型）として、第一号訪問事業は訪問介護としてそれぞれ取り扱う。
- 4 補助金の交付は、一事業所・施設等ごとに一回までとする。ただし、資金繰り等やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- 5 第1項の規定に関わらず、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、限度額に加えて交付することができる。
- 6 介護報酬、他の補助金等により措置される額については、対象としない。
(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2）
- (2) 経費の積算根拠を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 交付の申請は、規則第9条の2の規定に関わらず、事業を実施する年度の末日までに行わなければならない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第4項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならないこと。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならないこと。

(8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

（変更、中止又は廃止の承認）

第8条 前条第1号又は第2号の規定により市長の承認を受けようとするときは、補助金変更・中止（廃止）申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 事業を行う者は、事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、規則第14条の規定により補助事業実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績内訳書（様式第6）
- (2) 経費の精算根拠を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告は、補助事業等が完了したときから20日以内に提出するものとし、補助金の交付決定に係る市の会計年度が終了した場合も同様とする。

（交付決定の日以前に完了した事業の取扱い）

第10条 補助金の交付決定の日以前に完了した事業の実績報告については、前条及び規則第14条の規定に関わらず、第6条及び規則第4条に規定する交付申請により当該実績報告があったものとみなす。

2 交付決定の日以前に完了した事業に係る補助金の額は、規則第15条の規定に関わらず、規則第7条に規定する交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年7月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和2年1月15日から同年3月31日までの期間に要した経費は、令和2年度の補助金の対象とする。

別表第1（第4条関係）

対象経費	対象事業所・施設等
第3条第1号アに定める経費	令和2年1月15日以降に、鹿児島県又は鹿児島市から休業要請を受けた通所系サービス事業所又は短期入所系サービス事業所
	令和2年1月15日以降に、利用者又は職員に感染者が発生した事業所・施設等
	令和2年1月15日以降に、濃厚接触者に対応した短期入所系サービス事業所、訪問系サービス事業所又は介護施設等
第3条第1号イに定める経費	通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所を除く。）
第3条第2号に定める経費	令和2年1月15日以降に、休業（感染症拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業（当該事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。）したものを含む。）し、又は利用者若しくは職員に感染者が発生した事業所・施設等の利用者の必要な介護サービスを確保する観点から、当該事業所等の利用者を受け入れ、又は応援職員を派遣した事業所・施設等

別表第 2 (第 5 条関係)

対象事業所・施設等の種別		第 3 条第 1 号ア に定める経費	第 3 条第 1 号イ に定める経費	第 3 条第 2 号 に定める経費
通所介護	通常規模型	千円 537/事業所	千円 537/事業所	千円 268/事業所
	大規模型 (I)	684/事業所	684/事業所	342/事業所
	大規模型 (II)	889/事業所	889/事業所	445/事業所
地域密着型通所介護		231/事業所	231/事業所	115/事業所
認知症対応型通所介護		226/事業所	226/事業所	113/事業所
通所リハビリテーション	通常規模型	564/事業所	564/事業所	282/事業所
	大規模型 (I)	710/事業所	710/事業所	355/事業所
	大規模型 (II)	1,133/事業所	1,133/事業所	567/事業所
短期入所生活介護、短期入所療養介護		27/定員	—	13/定員
訪問介護		320/事業所	—	160/事業所
訪問入浴介護		339/事業所	—	169/事業所
訪問看護		311/事業所	—	156/事業所
訪問リハビリテーション		137/事業所	—	68/事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		508/事業所	—	254/事業所
夜間対応型訪問介護		204/事業所	—	102/事業所
居宅介護支援		148/事業所	—	74/事業所
福祉用具貸与		—	—	282/事業所
居宅療養管理指導		33/事業所	—	16/事業所
小規模多機能型居宅介護		475/事業所	—	237/事業所
看護小規模多機能型居宅介護		638/事業所	—	319/事業所
介護老人福祉施設		38/定員	—	19/定員
地域密着型介護老人福祉施設		40/定員	—	20/定員
介護老人保健施設		38/定員	—	19/定員
介護医療院		48/定員	—	24/定員
介護療養型医療施設		43/定員	—	21/定員
認知症対応型共同生活介護		36/定員	—	18/定員
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	定員 30 人以上	37/定員	—	19/定員
	定員 29 人以下	35/定員	—	18/定員

様式第 1 (第 6 条関係)

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

印

補助金交付申請書

鹿児島市補助金等交付規則第 4 条及び鹿児島市介護サービス事業所等サービス継続支援事業
補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

事業所・施設等の種別	
事業所・施設等の名称	
補助事業の名称	介護サービス事業所等サービス継続支援事業
補助事業の目的及び内容	事業計画書のとおり
対象経費	
交付申請金額	円
添付書類	事業計画書

様式第2（第6条関係）

事業計画書

介護保険事業所番号

事業所・施設等の名称			
事業所・施設等の種別		定員	

単位：円

第3条第1号アに定める経費	交付対象の区分			
	休業要請を受けた事業所	休業要請期間	～	
	感染者が発生した事業所・施設等	感染者発生日		
	濃厚接触者に対応した事業所・施設等	濃厚接触者発生日		
	費目	計画額	数量等	用途
	小計		上限額	申請額
第3条第1号イに定める経費	交付対象の区分			
	訪問サービスを提供する事業所	提供開始日		
	費目	計画額	数量等	用途
	小計		上限額	申請額
	第3条第2号に定める経費	連携先事業所・施設等の名称		
連携先事業所・施設等の区分				
休業した事業所		休業期間	～	
感染者が発生した事業所・施設等		感染者発生日		
交付対象の区分				
利用者を受け入れた事業所・施設等		受入日		
応援職員を派遣した事業所・施設等		派遣日		
費目		計画額	数量等	用途
小計		上限額	申請額	
合計	計画額	上限額	申請額	

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

印

年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け指令長あ第 号により交付決定を受けた 年度鹿児島市
介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額について、鹿児島市介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付要綱第7条
第7号の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179条）第15条
に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（
要補助金返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

報告内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合又は特定収入の割合を
確認できる資料）

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

印

補助金変更・中止（廃止）申請書

鹿児島市補助金等交付規則第 6 条及び鹿児島市介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり申請します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指令長あ第 号
事業所・施設等の種別			
事業所・施設等の名称			
補 助 事 業 の 名 称	介護サービス事業所等サービス継続支援事業		
補助事業の変更の内容			
変更又は中止（廃止）の理由			
変更又は中止（廃止）の年 月 日	年 月 日（予定）		
添 付 書 類			

様式第5（第9条関係）

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

印

補助事業実績報告書

鹿児島市補助金等交付規則第14条及び鹿児島市介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指令長あ第 号
事業所・施設等の種別			
事業所・施設等の名称			
補 助 事 業 の 名 称	介護サービス事業所等サービス継続支援事業		
補助事業の完了年月日	年 月 日		
補助金の交付決定金額			円
補助金の既交付金額			円
添 付 書 類			

様式第6（第9条関係）

補助事業実績内訳書

介護保険事業所番号

事業所・施設等の名称			
事業所・施設等の種別		定員	

単位：円

第3条第1号アに定める経費	交付対象の区分				
	休業要請を受けた事業所	休業要請期間	～		
	感染者が発生した事業所・施設等	感染者発生日			
	濃厚接触者に対応した事業所・施設等	濃厚接触者発生日			
	費目	実績額	数量等	用途	
	小計		交付決定額	精算額	
第3条第1号イに定める経費	交付対象の区分				
	訪問サービスを提供する事業所	提供開始日			
	費目	実績額	数量等	用途	
	小計		交付決定額	精算額	
	第3条第2号に定める経費	連携先事業所・施設等の名称			
連携先事業所・施設等の区分					
休業した事業所		休業期間	～		
感染者が発生した事業所・施設等		感染者発生日			
交付対象の区分					
利用者を受け入れた事業所・施設等		受入日			
応援職員を派遣した事業所・施設等		派遣日			
費目		実績額	数量等	用途	
小計		交付決定額	精算額		
合計	実績額	交付決定額	精算額		